

函館市における処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件取扱要領

1 趣旨

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号，元初幼教第8号，子保初0624第1号）（以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について，函館市における取扱いを定めるものとする。

なお，本要領に定めのないものは「北海道における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領」（以下「北海道取扱要領」という。）に準ずるものとする。

2 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修および研修分野

保育所・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の研修修了要件（以下「修了要件」という。）として，修了すべき研修分野および対象者は以下のとおりとする。

研修分野 (1分野15時間以上)		職位(注1)		
		副主任 保育士	専門 リーダー	職務分野別 リーダー
保育士等 キャリア アップ 研修	専門分野別研修	専門分野別 研修のうち 3以上の研 修分野	専門分野別 研修のうち 4以上の研 修分野	職務分野別 リーダーと して担当す る職務分野 に対応する 分野を含む 1以上の研 修分野
	乳児保育			
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント研修	必須	×(注2)	×(注2)	
保育実践研修	×(注2)	×(注2)	×(注2)	
計		4分野	4分野	1分野

(注1) 各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付けこ成保296，7文科初第250号，こども家庭庁成育局長，文部科学省初等中等教育局長通知）第2の3(1) i，iiおよびiiiに対応する。

(注2) 原則として，専門分野別研修として取り扱うことはできないが，令

和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能である。

(2) 修了要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修（平成 29 年度以降実施のものに限る。）

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県または、キャリアアップ研修の指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設または就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る）が実施する研修をいう。

イ 幼稚園教諭免許状更新講習（平成 21 年度以降実施のものに限る。）

文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習のうち、ガイドライン別添 1「分野別リーダー研修の内容」の各分野（「保育実践」は除く。）の「ねらい」および「内容」を満たし、かつ、同一分野を 15 時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

(3) 修了要件の確認

修了要件の確認については、修了要件が必須化された以後、区分 3 認定の申請時に区分 3 対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧（様式 1-1）

イ 次の各号に掲げるもののうち、研修受講履歴一覧に記載の研修を修了していることを証明するもの

(ア) 保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

(イ) 幼稚園教諭免許状更新講習：大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し

ウ その他研修受講履歴一覧の内容を確認できる資料

(4) その他

修了要件の適用時期については、国通知に準じる。

3 幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）

(1) 修了すべき研修、研修分野および時間数

幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）（以下「幼稚園等」という。）における区分3の修了要件として、修了すべき研修内容および対象者は以下のとおりとする。

研修分野	職位（注3）		
	中核 リーダー	専門 リーダー	若手 リーダー
教育（・保育）の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間 以上	60時間 以上	15時間 以上
うちマネジメント分野に係る研修	必須 (15時間)	—	—
うち園内研修	15時間 以内	15時間 以内	4時間 以内
計	60時間 以上	60時間 以上	15時間 以上

（注3） 1（1）（注1）に準ずる。

(2) 修了要件に該当する研修

幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領および保育所保育指針を踏まえて教育および保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～オの主体が実施する研修およびカの研修とする。

ア 都道府県または市町村（教育委員会を含む。）（平成29年度以降実施のものに限る。）

原則として証明書等が発行されているものを対象とする。

なお、函館市が実施した研修のうち、修了要件に該当した研修については、函館市子ども未来部子どもサービス課のホームページに掲載する。

また、北海道が実施する研修については、北海道のホームページ（URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/jinzai/102238.html>）に掲載されているものを対象とする。

イ 北海道が認定する団体（団体ごと）

北海道のホームページ（URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/jinzai/102238.html>）に掲載されている団体（国通知に定める要件に合致しているものとして、北海道取扱要領2(4)で北海道が研修の実施主体と

認定している団体) が実施する研修を対象とする。

ウ 大学等 (平成 29 年度以降実施のものに限る。)

大学, 大学共同利用機関, 独立行政法人教職員支援機構, または独立行政法人国立特別支援教育総合研究所) が実施する研修を対象とする。

エ その他北海道が適当と認めた者

その他北海道が適当と認めた者が実施する対象研修は以下のとおり。

・保育士等キャリアアップ研修 (平成 29 年度以降実施のものに限る。)

(注 4) マネジメント研修は中核リーダーに限り対象とできる。また, 保育実践研修は, 2 (1) (注 2) の取扱いに準ずる。

(注 5) 幼稚園の職員については, 乳児保育分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修および保育実践研修は対象の研修とならない。

オ 園内における研修を企画・実施する幼稚園等 (令和 4 年度以降実施のものに限る。)

幼稚園等が企画・実施する園内における研修 (以下「園内研修 (幼稚園等)」という。) について, 以下の (ア) から (イ) に定める要件を全て満たした場合には, 園内研修 (幼稚園等) の修了者について, 中核リーダー (副主幹保育教諭) および専門リーダーにおいては 15 時間以内, 若手リーダーにおいては 4 時間以内の範囲で修了要件として, 修了すべき研修時間に含むことができる。

なお, 函館市内の施設が園内研修 (幼稚園等) を対象とする場合は, 区分 3 の申請時に, 様式 2 を添付する。(函館市外の園内研修を対象とする場合は, 様式 2 と同様の内容が確認できる書類をもって変えることができる。)

(ア) a から c の外部講師を招へいすること。ただし, 北海道が行う園内研修リーダー育成講座 (基礎編・応用編) を修了した者を講師とする場合は, 自園の職員を講師とすることを可とする。

a 研修内容に関して十分な知識および経験を有すると都道府県または市町村が認める者 (看護師, 保健師, 管理栄養士, 救急救命士, 消防士, 警察官等)

b 北海道が認定する団体が認める者 (注 6)

c 大学等に属する者

(イ) 研修の目的および内容が明確に設定されていること。

(ウ) 研修受講者が明確に特定されており，各園において研修修了の証明が可能であること。

(注6) 北海道取扱要領に沿って北海道へ報告済の者に限る。

カ 幼稚園教諭免許状更新講習（平成21年度以降実施のものに限る。）および免許法認定講習（平成29年度以降実施のものに限る。）

下記の証明書の種類に応じて，研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(ア) 免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	1 証明書30時間 (注7)

(イ) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」 (平成29年4月1日以降に履修したもの)	取得単位数×15時間 (注7)

(注7) 受講した免許状更新講習および免許法認定講習の内容がマネジメント分野にあたる場合は，それを証明する資料を添付すること。市がその内容を確認できた場合は，該当時間分をマネジメント分野の研修受講時間数として扱う

(3) 修了要件の確認

修了要件の確認については，修了要件が必須化された以後，区分3認定の申請時に加算を受けようとする事業所が区分3対象者について，以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧（様式1-2）

イ 次の各号に掲げるもののうち，研修受講履歴一覧に記載の研修を修了していることを証明するもの

(ア) 研修実施主体が発行した研修修了証等の写し

(イ) 保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

(ウ) 幼稚園免許状更新講習：教育委員会が発行する更新講習修了確認証

明書または改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書の写し

- (エ) 免許法認定講習：大学等が発行する学力に関する証明書の写しおよび幼稚園教諭免許状の写し
 - (オ) 園内研修：園内研修実施状況報告書（様式2）
 - ウ その他研修受講履歴一覧の内容を確認できる資料
- (4) 幼稚園または認定こども園に勤務していた者が、保育所または地域型保育事業所に勤務することになり、2に定める研修を受講していない場合の取扱いについて
- ア 加算認定自治体が3(1)に定める中核リーダーの研修要件を満たしていることを確認できる場合、2(1)に定める副主任保育士の研修に係る要件を満たすものとする。
 - イ 加算認定自治体が3(1)に定める専門リーダーの研修要件を満たしていることを確認できる場合、2(1)に定める専門リーダーの研修に係る要件を満たすものとする。
 - ウ 加算認定自治体が3(1)に定める若手リーダーの研修要件を満たしていることを確認できる場合、2(1)に定める職務分野別リーダーの研修に係る要件を満たすものとする。
- (5) その他
- 修了要件の適用時期については、国通知に準じる。

附 則

この要領は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。